

米軍F A18戦闘攻撃機部品落下事故に関する意見書

去る2月12日、米海兵隊岩国基地配備のF A18戦闘攻撃機が訓練中に嘉手納基地付近の海上に給油口パネルを落下させる事故が発生した。また、同日に部品の落下を確認していたにもかかわらず、米軍が県などの関係自治体に通報したのが翌日だったことも判明した。

昨年から、米軍機からのトルク管落下事故やパラシュート降下訓練中に投下された物資の民間地への落下事故、迫撃砲照明弾の民間地への落下事故などが短期間に相次いで発生する異常事態が続いている。

これらの事故で被害は確認されていないものの、これほど頻繁に空から物が落ちてくる危険な状況は、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、被害がなかったからということで許されるものではない。

本県議会は、これまで米軍による事故等に対しては、その都度、米軍や関係機関に対し事故原因の究明や再発防止策等を徹底するよう強く要請してきたところであるにもかかわらず、このような事故が立て続けに発生したことは、まことに遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における同型機の訓練・演習及び飛行を中止すること。
- 3 航空機の整備・点検体制を徹底的に見直して事故の未然防止に努めること。
- 4 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月6日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て